

豊島区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱

平成 19 年 9 月 14 日

総務部長決定

改正 平成 20 年 10 月 31 日

平成 21 年 8 月 31 日

平成 22 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号）第 2 条の契約担当者をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績総評定点 豊島区請負工事成績評定要綱（平成 20 年 4 月 1 日 総務部長決定）第 3 条に規定する総評価点をいう。

(試行対象工事等)

第 3 条 施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、1 千万円以上の工事案件から選定する。ただし、建設共同企業体発注工事を除く。

2 工事を主管する課等の長（以下「工事主管課長」という。）は、具体的な試行対象工事を、

契約担当者と協議の上、選定するものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 区長は、落札決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該落札決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

2 区長は、施工能力審査型総合評価方式において落札者を決定しようとするときは、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(施工能力審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力審査型総合評価方式の実施は、条件付一般競争入札によるものとする。

2 第7条に規定する工事成績評価点算定の基となる工事成績総評定点のうち、最も直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点を合計した評価値による。

2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分は次のとおりとする。

価格点：施工能力評価点：地域貢献度評価点＝価格点の上限：19点：3点なお、価格点の上限は豊島区低入札価格調査実施要綱（平成20年2月1日 総務部長決定）第5条の規定により、失格となる価格から算定される価格点とする。

3 価格点の算定は、次のとおりとする。

$$110 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

4 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び優良工事表彰点の合計によるものとする。

5 施工能力評価点の評価項目の点数配分は、次のとおりとする。

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点：優良工事表彰点、
＝13点：3点：2点：1点

6 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動評価点及びワーク・ライフ・バランス推進企業点の合計によるものとする。

7 地域貢献度評価点の満点は3点とし、評価項目の点数配分は、次のとおりとする。

環境配慮点：防災活動評価点：ワーク・ライフ・バランス推進企業点＝1点：1点：1点

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均に応じて、下記のとおり算定するものとする。

工事成績総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上20点未満	0
20点以上30点未満	1
30点以上35点未満	2
35点以上40点未満	3
40点以上45点未満	4
45点以上50点未満	5
50点以上55点未満	6
55点以上60点未満	7
60点以上65点未満	8
65点以上70点未満	9
70点以上75点未満	10
75点以上77.5点未満	11
77.5点以上80点未満	12
80点以上100点以下	13

- 2 工事成績総評定点の平均は、過去3年度において完了した工事のうち、直近3件までの工事成績総評定点の相加平均とする。ただし、その実績が2件である場合には当該2件の相加平均とし、1件である場合には、当該工事成績総評定点をもってこれに充てる。なお、工事成績総評定点が60点未満のものは、当該工事成績総評定点を0点として算定する。
- 3 過去3年度において完了した工事が存在しない場合には、工事成績総評定点の平均を60点とする。
- 4 工事成績総評定点は、入札参加者より豊島区総務部契約課に問い合わせることができる。
- 5 工事成績総評定点は、豊島区の発注工事のみを対象とする。
- 6 工事成績評価点算定の対象工事は、豊島区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定する。

(配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法)

第8条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格と実績について、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合

- に1点とする。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1についてのみ評価する。
- (2) 配置予定者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者として係った場合に2点、主任技術者として係った場合に1.5点、担当技術者として係った場合に1点、類似工事について監理技術者として係った場合に1.5点、主任技術者として係った場合に1点、担当技術者として係った場合に0.5点とする
 - (3) 前号の同種工事は、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
 - (4) 第2号の類似工事は、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
 - (5) 予定価格が2,500万円未満の工事、又は建築工事若しくは設備工事の改修工事の場合において、第2号の同種工事にあつては、第3号に規定するコリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のもののなかで、経験として有用なものがない場合は、同種工事を指定しない。第2号の類似工事にあつては、第4号に規定するコリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいもののなかで、経験として有用なものがない場合は、類似工事を指定しない。
 - (6) 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(優良工事表彰点の算定方法)

第9条 優良工事表彰点は、1点満点とし、豊島区優良工事表彰要綱（平成21年5月29日 総務部長決定）第10条の規定に基づき表彰者の決定があつた場合に評価する。この場合における評価の期間は、表彰者の決定を受けた日の翌日から起算して1年間とする。ただし、評価の期間中、当該表彰の対象となつた工事とは別に新たに表彰の決定を受けた場合は、新たに表彰の決定を受けた日の翌日から起算して1年間継続する。

(地域貢献度評価点の算定方法)

第10条 地域貢献度評価点は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 環境配慮点は、1点満点とし、ISO14000シリーズの14001、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター認証のエコアクション21、有限責任中間法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上）のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録している場合に評価する。ただし、ISO14000シリーズの14001、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター認証のエコアクション21、有限責任中間法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上）の重複取得による点数の加算は行わない。
- (2) 防災活動点は、1点満点とし、豊島区と防災協定を締結し、かつ、施工能力審査型総合評価方式による入札に参加する年度の前年度または前々年度の2年度間に災害活動（防災訓練

等豊島区の防災活動に限る。)に従事したことを写真等によって明らかにした場合に評価する。

- (3) ワーク・ライフ・バランス推進企業点は、1点満点とし、豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱（平成21年10月30日 総務部長決定）第5条第2項の規定に基づき、区長から豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の交付を受けた場合に評価する。

(落札者の決定方法)

第11条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であって、第6第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

- 2 第1項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(公表事項)

第12条 施工能力審査型総合評価方式を試行しようとする場合は、発注予定工事の事前公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象業務であること
- (2) 提出書類の様式、提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 地域貢献度評価点評価点の評価項目及び評価方法
- (6) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (7) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

(資料説明会)

第13条 資料説明会は、開催しない。

(資料の提出等)

第14条 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申込書の提出と同時に、公表事項に基づき、施工能力評価点申請書、工事成績評定書、配置予定技術者の保有資格等の資料を提出するものとする。

(施工能力評価点の審査)

第15条 施工能力評価点の審査にあたっては、公表事項において豊島区が示した評価方法によ

り評価するものとする。

(地域貢献度評価点の審査)

第 16 条 地域貢献度評価点の審査にあたっては、公表事項において豊島区が示した評価方法により評価する。

(その他)

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。
- 2 平成 20 年 10 月 31 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事に係る第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「過去 3 年度」とあるのは「平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。
- 2 平成 21 年 8 月 31 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事に係る第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「過去 3 年度」とあるのは「平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事に係る第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「過去 3 年度」とあるのは「平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間」とする。